

賃金改定状況調査の見直しに ついて

賃金改定状況調査の見直しに当たっての基本的な考え方

調査の目的や基本的な考え方は踏襲しつつ、下記に示される今回の一般統計としての性格を踏まえた指摘に対して必要な見直しを行う

6月20日総務省点検検証部会の主な指摘事項

- ①集計する産業比率と母集団の産業比率には大きな違いがあって問題があるのではないか。
- ②郵送調査であれば、県庁所在地に限る理由はなく、調査地域も見直すべき。

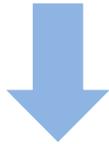
※その他、統計法に従った調査結果のHP等での公開の徹底、事務のアウトソーシングの検討等の調査設計に関わらない調査事務運営に係る指摘については、事務局で適宜対応

調査の目的と考え方の整理

調査の目的の確認

- ①中央最低賃金審議会の審議に資すること
- ②本調査は、賃金額の実態を把握することを目的とするものではなく、賃金の改定状況の実態を把握することを目的とするものである※

※ 平成27年3月12日第6回目安制度の在り方に関する全員協議会資料4(抜粋)



調査対象の基本的な考え方の整理

- 調査対象は従前のものを基本とする
- ランク別の賃金上昇率が、一定の精度で得られるような調査対象とする

上記を踏まえつつ、統計理論に基づく精度担保の技術的対応を行うこととする

調査対象の配分(産業、都市規模、事業所規模)

○ランク別の産業計等の賃金上昇率をより正確に把握できるように、産業、都市規模別の母集団事業所数に比例して調査対象を選定する。

※産業、都市規模別の配分を見直すことにあわせて、事業所規模別の配分も母集団事業所数に比例して選定。

産業別

令和元年		令和2年	
産業	事業所数比率※1	産業	事業所数比率※2
製造業	6 ※地方小都市を含む	製造業	1.3 (1.1)
卸売業、小売業	3	卸売業、小売業	4.1 (3.2)
宿泊業、飲食サービス業	1	宿泊業、飲食サービス業	1.2 (1.6)
医療、福祉	1	医療、福祉	1 (1)
その他サービス業 ("学術研究、専門・技術サービス業"、“生活関連サービス業、娯楽業”、“サービス業(他に分類されないもの)")	2	学術研究、専門・技術サービス業	0.5 (0.5)
		生活関連サービス業、娯楽業	0.7 (1.1)
		サービス業(他に分類されないもの)	1.2 (0.8)

※1 調査対象の抽出数において用いた比率

※2 当該産業に属する従業員数30人未満の事業所数での事業所比率。括弧書きは全ての事業所(全規模)数での事業所比率(平成28年経済センサス-活動調査より集計)

都市規模別

令和元年	令和2年
県庁所在都市は調査対象産業すべてを対象 地方小都市は製造業のみ対象とし、県庁所在都市の製造業と1:1	県内全域において、調査対象産業すべてを対象 (事業所の選定は、県内の事業所から無作為抽出する。)

事業所規模別

令和元年		令和2年	
業種	比率(1~9人:10~29人)	業種	比率(1~9人:10~29人)
製造業	2:1	製造業	2:1
卸売業、小売業	3:1	卸売業、小売業	3.1:1
宿泊業、飲食サービス業	3:1	宿泊業、飲食サービス業	1.3:1
医療、福祉	3:1	医療、福祉	1.1:1
その他サービス業 ("学術研究、専門・技術サービス業"、“生活関連サービス業、娯楽業”、“サービス業(他に分類されないもの)")	3:1	学術研究、専門・技術サービス業	4.6:1
		生活関連サービス業、娯楽業	3.4:1
		サービス業(他に分類されないもの)	4.8:1

調査設計の新旧

	令和元年	令和2年																								
産業別	<p>○調査対象</p> <p>①製造業、②卸売業、小売業、③宿泊業、飲食サービス業、④医療、福祉⑤その他のサービス業_(※)＝6:3:1:1:2</p> <p>(※)その他のサービス業とは、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)を合わせたもの。</p> <p>選定する事業所の各産業間の割合は、おおむね製造業:卸売業、小売業:宿泊業、飲食サービス業:医療、福祉:その他のサービス業_(※)＝6:3:1:1:2</p> <p>(※)その他のサービス業とは、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)を合わせたもの。以下同じ。</p> <p>なお、地方小都市の区域においては製造業のみとしており、県庁所在都市の製造業との割合がおおむね1:1</p>	<p>選定する集計事業所の各産業は、製造業:卸売業、小売業:宿泊業、飲食サービス業:医療、福祉:学術研究、専門・技術サービス業:生活関連サービス業、娯楽業:サービス業(他に分類されないもの)とする。</p> <p>事業所の選定は各産業の民営事業所から無作為抽出する。</p> <p>※産業別比率は実際の母集団と同じとなる</p>																								
都市規模別	<p>○県庁所在都市は調査対象すべてを対象</p> <p>○地方小都市は、製造業のみ対象とし、以下の点を考慮の上選定</p> <p>ア 原則として人口5万人未満の都市であること。ただし、人口5万人未満の都市であっても、次のイ及びウに該当するものがない場合には、人口5万人以上の都市であってイ及びウに該当するものからを選定すること。その場合においても、できるだけ人口の少ない都市とすること。</p> <p>イ 都道府県内の賃金実態から見て、比較的賃金水準の低い都市であること。</p> <p>ウ 労働基準監督署が設置されている等により調査の便宜が得やすい都市であること。</p>	<p>事業所の選定は、各都道府県に所在する民営事業所から無作為抽出する。</p> <p>※都市規模別比率は実際の母集団と同じとなる</p>																								
事業所規模別	<p>イ 県庁所在都市の区域において選定する集計事業所の各規模間の割合は、おおむね以下のとおりである</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>1～9人</td> <td>10～29人</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>卸売業、小売業</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他のサービス業</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>ロ 地方小都市の区域においては、おおむね以下のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>1～9人</td> <td>10～29人</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>		1～9人	10～29人	製造業	2	1	卸売業、小売業	3	1	宿泊業、飲食サービス業	3	1	医療、福祉	3	1	その他のサービス業	3	1		1～9人	10～29人	製造業	2	1	<p>事業所の選定は30人未満の企業に属する民営事業所から無作為抽出する。</p> <p>※規模別比率は実際の母集団と同じとなる</p>
	1～9人	10～29人																								
製造業	2	1																								
卸売業、小売業	3	1																								
宿泊業、飲食サービス業	3	1																								
医療、福祉	3	1																								
その他のサービス業	3	1																								
	1～9人	10～29人																								
製造業	2	1																								